

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期-続報②③」について

情報通信第183号の続報です。技能実習制度・特定技能制度の見直しに関する最近の新聞記事です。

2023年12月15日 日本経済新聞 朝刊

自民党の外国人労働者等特別委員会は14日、技能実習に代わる新制度の提言をまとめ小泉龍司法

外国人材の転職制限 最低2年同一企業で就労 自民提言 制度開始後 当分の間

令和5年12月14日 自由民主党政策調査会 外国人労働者等特別委員会

技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言

技能実習制度と特定技能制度は、法律の規定による検討の時期を迎えている。本年6月9日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、岸田文雄総理から①現行の技能実習制度を実題に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設。②特定技能制度の適正化を図る。③各大臣は、両制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、引き続き、法務省の司令塔的機能の下で、関係省庁の連携を強化し、外国人材の受入れ環境の更なる整備等についての検討の指示が出され、両制度の在り方についての方向性が示された。

外国人労働者等特別委員会では、両制度の在り方について政府及び関係団体からヒアリングを行い、今後の方向性についての基本的考え方を整理した。

わが国の労働市場の人手不足が深刻化する中で、外国人材が地域経済で果たす役割は日々重要性を増している。他方で、国際的な人材獲得競争が激化しており、外国人材から日本が選ばれるためには、国際的な人権保護基準を踏まえ、外国人材が、わが国で必要な技能と日本語能力を取得し、キャリアアップしつつ活躍できる受け入れ態勢を整備しなければ、外国人材確保は困難な状況である。

こうした認識の下、技能実習制度については労働力確保と人材育成を目的とする実態に即した新たな制度に変更し、外国人材・受入れ機関等に十分に配慮し、制度設計を目指すべきである。また、特定技能制度については制度の適正化を図って現行制度の活用を検討すべきである。そして、これらの制度の全体像を明確に示した上で、雇用

者も労働者も含め、日本国内のすべての人が安全安心に暮らすことができる共生社会の実現に資する、制度・環境整備が必要である。

地方、各団体・参加議員からは、改正後の制度の全体像がいまだ提示されていない上、地方から都市部への外国人材の流出をはじめ、特定産業分野の決定方法、転職の要件見直し・初期費用負担のあり方等の懸念の声が上がった。とりわけ、外国人材が地域経済の担い手となっている現状といわゆる「失業者」の真因を踏まえ、転職益大のみを目的とする制度改正によって地方から都市部への外国人材の流出による地域経済の停滞、人手不足に起因する企業倒産の増加等の深い憂慮が示された。

そこで、当委員会は、政府において、技能実習制度に替わる新制度及び特定技能制度の在り方については、以下の点を踏まえて検討することを要請する。

相に提出した。外国人材の転職に関し、新制度開始後の当分の間は同一企業で最低2年間の就労が求められるよう要望した。新制度を巡っては、転職制限の緩和の度合いが焦点になっている。

Table with 2 columns: 現在 (Current) and 新制度の転職を巡る経緯 (Timeline of changes in the new system). Rows include: 現在 (原則3年間は認めず (技能実習制度)), 2023年4月 (制限残し緩和 (政府有識者会議)), 10月 (原則1年超で転職可能に (同上)), 11月 (業種ごとに最長2年まで制限 (同上) and 原則1年超、経過措置として延長可能 (同上)), 12月 (当分の間特定企業で3年間の就労 (自民党提言案) and 当分の間同一企業で最低2年間の就労 (自民党提言)).

現行の技能実習制度では原則3年間の転職を認めていない。劣悪な労働環境から逃れられないことが失業者を生む要因の一つになっているという指摘がある。政府の有識者会議は11月の最終報告書で、原則として就労1年超で本人の意向による転職を認めるとした。自民党の委員会が12月12日の会議で、当分の間は3年間の就労を基本とする内容を盛り込んだ提言案を示した。

自民党外国人労働者等特別委員会の提言については、自民党ホームページにて全文をご覧ください。